

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	建築基準法			法令番号	昭和25年法律第201号			
手続名	建築設備の仮使用認定			根拠条項	法第87条の4			
審査基準	○建築物の規定に準ずる。							
受付機関	土木事務所	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所	標準処理期間	30 日	目次
						標準経由期間	日	No.